

デジタルサイネージ等 ICT 機器を活用した掲示について

1. 施工体系図

書面ではなく、デジタルサイネージ等 ICT 機器を活用した掲示について、次の（１）から（６）の要件を満たす場合に、建設業法第 24 条の 8 第 4 項の規定及び入札契約適正化法第 15 条第 1 項の規定による施工体系図の掲示義務を果たすものと考えて差し支えない。

- （１） 工事関係者が必要なときに施工体系図を確認できるものであること。
- （２） 当該デジタルサイネージ等において施工体系図を確認することができる旨の表示が常時わかりやすい形でなされていること（画面の内外は問わない。）。
- （３） 施工の分担関係を簡明に確認することが可能な画面サイズ、輝度、文字サイズ及びデザインであること（必要な場合には施工体系図を分割表示しても差し支えない。）。
- （４） 一定時間で画面が自動的に切り替わり、画面操作が可能ではない方式（スライドショー方式）のデジタルサイネージ等を使用する場合には、施工体系図の全体を確認するために長時間を要しないものであること。
- （５） 公衆が必要なときに施工体系図を確認できるものであること。
- （６） 施工時間内のみならず施工時間外においても公衆が施工体系図を確認することができるよう、人感センサーや画面に触れること等により画面表示ができるものであること。なお、工事現場が住宅地に位置する等周辺環境への配慮が必要であり、施工時間外のうち一定の時間画面の消灯が必要な場合においては、デジタルサイネージ等の周囲にインターネット上で施工体系図の閲覧が可能である旨を掲示することを条件に、施工時間外は、当該デジタルサイネージ等による掲示に代わり、インターネット上で施工体系図を閲覧する措置を講じることができることとする。

◎建設業法第 24 条の 8 第 4 項・・・上記（１）～（４）

◎入札契約適正化法第 15 条第 1 項・・・上記（５）、（６）

2. 標識

書面ではなく、デジタルサイネージ等 ICT 機器を活用した掲示についても、上記の（２）、（５）及び（６）の「施工体系図」を「標識」に読み替えたものが要件を満たす場合には、書面による掲示と同等の役割を果たしていると考えられ、建設業法第 40 条の規定による標識の掲示義務を果たすものと考えて差し支えない。

【参照文書】

令和 4 年 1 月 27 日付け国不建第 445 号

「施工体系図及び標識の掲示におけるデジタルサイネージ等の活用について」